

令和8年度川田浄化センター消毒再利用施設
ストックマネジメント工事

特 記 仕 様 書

吉野川市水道部下水道課

第1章 総 則

本仕様書は、吉野川市（以下「発注者」という。）が発注する 令和8年度川田浄化センター消毒再利用施設ストックマネジメント工事 に適用する。

第1節 施設概要

1. 一般概要

本施設は、川田処理区の生活排水（し尿及び雑排水の生活系排水）を管渠にて集水し、これを処理する川田浄化センターの機械及び電気設備の経年劣化による機能低下を回復するとともに、現在の一般的整備水準に機能変更を行うことにより、水処理性能の安定・向上を図るものである。

2. 工事名

令和8年度川田浄化センター消毒再利用施設ストックマネジメント工事

3. 施設規模

計画処理人口	2,200 人
計画汚水量	1,430 m ³ /日（日最大）
既設処理能力	1,035 m ³ /日

4. 処理方式

長時間エアレーション法

5. 計画水質

流入水質	BOD : 142 mg/L
	SS : 111 mg/L
放流水質	BOD : 15 mg/L 以下
	SS : 30 mg/L 以下

6. 施設場所

徳島県吉野川市山川町翁喜台

第2節 一般事項

1. 特記仕様書の適用

本工事は受注契約書、及び第2章第1節2項の準拠規格の他、この特記仕様書により施工しなければならない。

2. 提出書類

受注者は、市の指定する書類を工事着手前、工事中、工事完成後に市指定の様式で提出するものとする。

3. 施工承諾申請図書

受注者は、発注図書にもとづき工事を実施すること。なお、工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により監督員の承諾を得てから着工するものとする。

発注図書に疑義あるときは、発注者と打合せ確認後に承諾図を作成するものとする。

図書については、以下の書類を提出すること。

(1) 施工図

〔 機械・電気等の各工事の施工及び製作に必要な図面 〕

(2) 施工計画書（当初請負対象金額5,000万円以上の工事の場合）

〔 工事概要, 現場組織, 工程, 仮設計画, 各種調査, 施工方法, 安全管理, その他 〕

(3) 検査要領書

(4) 計算書、検討書、耐震計算書

(5) その他必要な図書及び提出部数は監督員の指示に従うこと。

4. 技術管理担当者等

- (1) 受注者は本工事に対する主任技術者、及び現場代理人を定め、その氏名・連絡先等を書面により発注者に通知しなければならない。

5. 技術管理

主任技術者は、次に掲げる技術管理を実施しなければならない。

但し、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には次の各号に追加することがある。

(1) 品質管理

(2) 写真・展開図による出来形管理

(3) 工程表による工程管理

6. 品質管理

主任技術者は、それぞれ基準に定めるところにより測定又は試験を行い、管理図又は結果表を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. 測定・試験値による措置

主任技術者は、前条の管理図又は結果表の測定又は試験値が著しく偏重している場合、又はバラツキが大きい場合、若しくは所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明・解析し、施工計画の見直し等の措置を講ずると共に、その結果を監督員に報告し、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従わなければならない。

8. 出来形管理

主任技術者は、工事の施工の順序に従い、工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出しなければならない。

9. 工事写真

工事写真は、原則としてサービス版以上とし、工事着手前・工事中（品質管理写真を含む）及び完成の状況を撮影し、完成時に他の提出書類と同時に提出する。

提出部数は1部とする。

10. 施工後明視出来ない箇所の測定・撮影

水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視する事ができない工事の施工箇所等については、主任技術者は原則として監督員の立会いを求め、測定及び工事写真の撮影を行うものとする。

11. 工程管理

(1) 主任技術者は、バーチャート式又はネットワーク式その他による実施工程表を作成し、監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図らねばならない。

なお、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を提出しなければならない。

- (2) 災害その他の事情により工事が遅延した時は、主任技術者は直ちにその理由・原因を監督員に報告し、工程計画の修正を行うと共に、進捗度の回復に努めなければならない。
- (3) 主任技術者は、工事工程表・工事日誌・材料受払書・工事写真・点検簿・材料検査表・性能テスト表等を備えて、毎日記載すると共に、監督員が必要と認めた時は遅滞なく提出又は閲覧に供さなければならない。
- (4) 受注者は工事完了後、出来形による竣工図を提出しなければならない。

12. 安全管理等

- (1) 受注者は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所・氏名等の標示板を建てなければならない。（工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。）
- (2) 受注者は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は、相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。
- (4) 受注者は、既設工作物等に支障を及ぼさないよう、必要な保護又は安全策を講じなければならない。
もし、既設工作物等に損傷を与えるか、又は止むを得ず除去する等の必要が生じた場合は、監督員に報告のうえ承諾を受けて適切な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は工事箇所への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難その他の事故防止について責任をもって充分管理しなければならない。

13. 指示・承諾

- (1) 受注者は、施工上明確でない箇所又は疑義が生じた場合、監督員の指示に従わなければならない。
- (2) 機器・材料及び構造等に変更の指示があった場合、又は変更しなければならない場合は監督員と協議し、承諾を受けて施工しなければならない。

14. 受注者の負担

受注者は、当該施設の目的・機能・性能上欠く事のできない全ての費用、保安・防災等関係法令により必要な諸手続きの費用、各種試験、検査の費用、工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用、軽易な障害で受注者の責めに帰すべきものの賠償等に要する費用、工事完了に伴う各施設の出来形と竣工図の作成費用等の工事施工に必要な全ての費用を負担するものとする。

また、本工事の施工に当り、特許・意匠等の実施権行使については、受注者が一切の責任を負うものとする。

15. 官公庁の手続き

受注者は、工事施工に当たって関係監督官庁等と十分協調し、必要な諸手続きを監督員の確認の上手続きし、工事の円満な進捗を図らねばならない。なお、関係監督官庁から指示等があった場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を受け措置しなければならない。

16. 設計変更

受注者は、本工事の内容に変更を生じた場合、又は監督員から変更の指示があった場合は、これに従わなければならない。

17. 工事の中止

受注者が発注者の指示に従わない場合、又は不正な行為のあった場合は、当該工事を中止させることがある。

18. 不用材料処分

受注者は、工事が終了した時は速やかに不用材料の処分及び仮設備等を撤去し、監督員の指示に従わなければならない。

19. 撤去処分

受注者は、工事期間中に発生する廃機材について、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。ステンレスくず・鉄くず及び廃プラスチック類の処理については、事前に搬出先・処理方法を監督員と協議のうえ決定するものとする。また、処分を証明できる書類の整理を必ず行うこと。

20. 工事期間中の施設管理

工事期間中は、管理者にて施設管理を行うが、施工時には監督員、管理者の指示に基づき、受注者の責任において、下記の項目について、実施すること。

- (1) 安定した処理が継続して得られるよう、施設の管理を行う。

21. 監督員による段階確認

- (1) 段階確認の工種については、別途監督員と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、種別ごとの確認時期を監督員に報告しなければならない。また、監督員より確認時期に基づいて、段階確認の実施について連絡があった場合には、速やかに段階確認を受けなければならない。

22. 排出ガス対策建設機械の使用について

本工事において建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、受注者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

23. 引き渡し

受注者は、完成検査等（性能試験が必要なものについては所定の試験合格確認後）で検査合格確認後、速やかに発注者に対して引き渡すものとする。

24. 週休2日確保工事

- (1) 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- (2) 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに
 取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- (3) 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示
 板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領：

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2022051000028/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
 なおしています

令和〇年〇月〇日まで
 時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 吉野川市〇〇課
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
 なおしています

令和〇年〇月〇日まで
 時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 吉野川市〇〇課
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(例) 完全週休2日（土日）の場合

25. 完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として以下の書類を提出する。

- (1) 竣工図、取扱説明書等 2部

なお、機器等の調整が必要なものは、必要により調整後に説明書を再整備するものとする。

- (2) 検査報告書 2部

- (3) そ の 他

承諾図、工事日誌、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、保証書、
 施工計画書、議事録および指示書、材料検査簿、出来高工程管理等
 なお、上記図書類の提出形態等は監督員の指示によるものとする。

第2章 細 則

第1節 共通事項

1. 設計図書の優先順位

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 特記仕様書
- (3) 実施設計図
- (4) 標 準 図

2. 準拠規格

受注者は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説【日本下水道協会】
- (2) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説【日本下水道協会】
- (3) 下水道施設の耐震対策指針と解説【日本下水道協会】
- (4) 下水道土木工事必携（案）【日本下水道協会】
- (5) 下水道維持管理指針【日本下水道協会】
- (6) 日本下水道協会規格（SWAS）【日本下水道協会】
- (7) 公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (8) 公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (9) 公共建築設備工事標準図（電気設備、機械設備工事編）【国土交通省】
- (10) 建築設備耐震設計・施工指針【日本建築センター】
- (11) 内線規程、配電規定【日本電気協会】
- (12) 日本産業企画【JIS】
- (13) 日本電機工業会標準規格【JEM】
- (14) 電気規格調査会標準規格【JEC】
- (15) 防災用自家発電装置技術基準【日本内燃力発電設備協会】
- (16) 消防法【総務省】
- (17) その他協会等の指針及び技術関係資料

3. 資材置場、仮設現場事務所等

受注者は資材置場、仮設現場事務所等を必要とする時、建設敷地内であれば監督員の指示により設置するものとし、敷地外の場合は監督員の承諾を受け受注者の責任において設置するものとする。

なお、資材置場、仮設現場事務所内での保安等は充分配慮して設置するものとする。

4. 各工事との調整

本工事の各工事が関連する場合には、監督員の指示に従い、工事進捗に支障のないように調整を密に行い、相互に協力して施工しなければならない。

また、別途発注工事と現場及び工期が重なる場合についても、上記同様の調整を密に行うこと。

5. 検査及び試験

(1) 立会検査

機器・材料等の検査及び試験は、監督員立会の上実施するものとする。

但し、監督員が特に認めた場合は、受注者が提出する検査、又は、試験成績表に代えることができる。

(2) 検査及び試験方法

検査及び試験は、予め監督員の承認を受けた検査（試験）要領書に基づき実施するものとする。

(3) 検査及び試験の省略

公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器・材料については、検査及び試験を省略することができる。

6. 保 証

(1) 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

第3章 電気設備工事

第1節 概要

1. 工事内容

本設備工事は、改修工事に伴う機器の撤去及び更新機器の新設等、及びそれらにより生ずる手直しまでの一切を行うもので、その概要は下記の通りである。

- (1) 計装設備
- (2) 撤去機器

2. 施工業者

本工事は現状の施設の機能全てを維持しながら施工を行うため、各種機器や制御盤類の動作状況の把握を確実にを行う必要がある。よって、施設に対する専門知識を有し、施設の運転操作に精通した業者において施工を行うこと。

第2節 工事範囲

1. 計装設備

本工事は、既設計装設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 放流流量計 | 1 台 |
| (2) 全窒素・全りん／COD 自動測定装置 | 1 台 |

2. 撤去機器

本工事は、既設撤去後処分を行うもので、内容は下記の通りである。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 放流流量計 | 1 台 |
| (2) 全窒素・全りん／COD 自動測定装置 | 1 台 |
| (3) 純水器 | 1 台 |

第3節 機器設備

本設備の主要機器は、下記仕様の製品とする。（次ページ以降）

1. 放流流量計

- (1) 使用目的：本計測装置は、放流流量を計測することを目的とする。
- (2) 形 式：潜水形電磁式(エルボフランジ式)
- (3) 数 量：1台
- (4) 仕 様：
 - 1) 口径 ϕ 200
 - 2) 測定対象 処理水
 - 3) 測定範囲 0～100m³/時
 - 4) 取付方式 仕切板取付
- (5) 構 成：
 - 1) 発信機 1台
 - 2) 変換器 1台
- (6) 材 質：材質は下記又は相当品とする。
 - 1) 発信器 測定管 硬質塩化ビニル
 - 2) 電極 SUS316L
- (7) 付 属 品：流量計1組につき下記のものを取り付ける。
 - 1) スタンション(SUS304) 1式(既設流用)
 - 2) 変換器日除けカバー(SUS304) 1式(既設流用)
 - 3) 取付金物(SUS304) 1式
 - 4) 専用ケーブル 1式(10m以上)
 - 5) 基礎ボルト・ナット(SUS304) 1式(既設流用)
 - 6) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)

2. 全窒素・全りん／COD自動測定装置

(1) 使用目的：本計測装置は、放流水質を計測することを目的とする。

(2) 形 式：屋内形

(3) 数 量：1台

(4) 仕 様： 1) 分解方式 オートクレーブ法 又は紫外線酸化分解法

2) 測定方式

- ・ 全窒素 紫外線吸光光度法
- ・ 全りん モリブデン青吸光光度法
- ・ COD 紫外線吸光光度法

3) 測定範囲

- ・ 全窒素 0～50mg／L
- ・ 全りん 0～10mg／L
- ・ COD 0～100mg／L

(5) 構 成： 1) 装置本体 1台

2) 負荷量演算器(装置内蔵) 1台

3) 表示・操作パネル(装置内蔵) 1台

4) プリンター(装置内蔵) 1台

5) 純水器(装置内蔵) 1台

6) 廃液用ポリエチレンタンク 2個

(6) 付 属 品：装置1台につき下記のものを取り付ける。

1) 記録計 1台

2) ホース及びホース継手 1式

3) 基礎ボルト・ナット(SUS304) 1式(既設流用)

4) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)

(7) 予 備 品： 1) 測定試薬 1年分

2) 製造者標準予備品 1年分

(8) 特記事項： 1) 単体調整及び組合せ試験を含む。

第4節 単体調整・組合せ試験

据付完了後の各機器において対象となる単体調整及び組合せ試験を行う。

第5節 その他の特記事項

1. 電線管・電線工事

- (1) 動力ケーブルと機械付属ケーブルとの接続は、ボルトとナットにて行い、自己融着テープにて処理した後ビニールテープで完成させること。
- (2) 金属製の露出配管・プルボックス・サポート類及び監督員の特に必要と認めた箇所は下地処理（プライマー等）後、中塗（白）・上塗（仕上色）塗装後に取付け、施工後タッチアップ補修すること。（但し、ステンレス・アルミ・特殊ライニング製品は除く）

2. 機器付属専用ケーブル、吊上げ用チェーン

機器付属専用ケーブル、吊上げ用チェーン長さについては、事前に現地確認を行い十分な延長を考慮し製作を行うこと。